

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則</p>	<p>選奨者選考委員会の構成員を明確化する等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 選奨者選考委員会の構成員 選奨者選考委員会は教育長並びに事務局の教育次長、課長及び室長並びに教育研究所の所長をもって構成するものとする。 (第3条関係)</p> <p>2 その他所要の規定整備を行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三号中「学校公民館図書館等」を「学校、公民館、図書館等」に改め、同項第七号中「成績」の下に「特に」を加える。

第三条中「、事務局職員及び教育研究所職員」を「並びに事務局の教育次長、課長及び室長並びに教育研究所の所長」に改め、「その定数」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(選奨の基準)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に定める基準に該当する者若干名を選奨者選考委員会の議に基いてこれを選奨する。</p> <p>一 略</p> <p>二 学校、公民館、図書館等の施設の完整について尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>三 学校、公民館、図書館等の運営協力について尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>四 六 略</p> <p>七 事務局及び学校その他の教育機関の職員又は職員であつた者(教育職員を除く。)</p> <p>でその成績特に顕著なもの</p> <p>2 略</p> <p>(選奨者選考委員会)</p> <p>第三条 選奨者選考委員会は教育長並びに事務局の教育次長、課長及び室長並びに教育研究所の所長をもつて構成し、本規則に別段の定めがある場合を除く外、会の組織運営その他必要な事項は教育長が定める。</p>	<p>(選奨の基準)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に定める基準に該当する者若干名を選奨者選考委員会の議に基いてこれを選奨する。</p> <p>一 略</p> <p>二 学校公民館図書館等の施設の完整について尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>三 学校公民館図書館等の運営協力について尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>四 六 略</p> <p>七 事務局及び学校その他の教育機関の職員又は職員であつた者(教育職員を除く。)</p> <p>でその成績顕著なもの</p> <p>2 略</p> <p>(選奨者選考委員会)</p> <p>第三条 選奨者選考委員会は教育長、事務局職員及び教育研究所職員をもつて構成し、本規則に別段の定めがある場合を除く外その定数の会の組織運営その他必要な事項は教育長が定める。</p>